

「宿泊税の制度の在り方の検討について」答申案への意見

東京女子大学 矢ヶ崎紀子

答申案は全体的によくまとめられていると思います。

p15以降の記載について、以下の通り、意見を述べます。よろしくお願い申し上げます。

2-1-1 宿泊税の使途

(2)今後の宿泊税の使途の在り方 (p17)

- 「第2に」の段落に「災害対策等の安心・安全なまちづくりを支える事業」とあり、「まちづくり」に加えて、発災時に旅行者に必要な情報を届け適切な行動を誘導する情報提供機能を強化することが必要です。この機能が既に京都市に十分備わっているのであれば放念ください。そうでない場合には、発災時の対策は喫緊の課題だと思います。

(3)行政需要の規模 (資料3)

- 令和6年度概算予算の62億円は、宿泊税がなくとも一般財源で実施できるとも理解できますので、「宿泊税を活用していくことにより、市民生活と観光の調和がより一層図られる」という記述に加えて、宿泊税が入ることによって確実に実施できる、早期に実施できる、事業内容が充実する等の観点からもメリットを記述してはいかがでしょうか。

2-1-2 税率の在り方 (資料3、p18)

- 税率引上げの必要性(資料3)の記載については、異論ありません。
- 京都市には多様な価格帯の宿泊施設があり、垂直的公平を目指すには、税率区分をある程度細分化することはやむを得ないと思います。高価格帯の負担能力や低価格帯の負担感に配慮し、宿泊事業者への影響を勘案した具体的な制度設計が求められます。

2-2 徴収事務や広報の在り方

2-2-1 徴収事務の在り方 (p19)

- 商慣習(決済手数料を宿泊事業者が負担)をすぐに変えることは難しく、事務負担への配慮は引き続き重要と考えます。一方、コスト軽減に加えて、宿泊事業者が持続可能なビジネスを行うための側面支援、例えば、持続可能な宿泊施設であることを証明する国際認証の取得支援などに宿泊税を活用することも検討に値すると思います。

2-2-2 広報の在り方 (p19)

- 異論ありません。適切な伝え方について、市民と一緒に考えることを期待します。

2-3 その他 (p19-20)

- 「政策の形成過程に市民を含む様々な主体が参画することが」(p20)とありますが、市民はもちろんのこと、観光事業者を代表する団体やDMOも参画すべきと思います。

行政需要の+ α 部分(新規・充実事業)には、複数年度にまたがるもの、民間資金等を加えてパートナーシップ型で実施した方がよいものなど、手法に工夫が必要な事業が含まれると想定されます。基金の活用等を含めて、より良い手法に挑戦することを期待します。

以上